

議第70号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部改正（令和2年3月18日公布）に準じ、防疫等作業手当の特例を定めるものです。

2 改正の経緯

国において、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機の内部など感染リスクが高いものの内部等を作業場所の要件とし、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象として、特殊勤務手当のうち防疫等作業手当の特例が令和2年3月18日に措置（令和2年1月27日から遡及適用）されました。

その後、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したことに伴い、地方公共団体においても病院や宿泊施設等の内部やこれらの施設への移動時の動線上及び車内についても特殊勤務手当の特例要件に該当し得ると国から示されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに加え厳しい勤務環境において市民等の生命等を保護するための作業を行った職員（消防職員を含みます。）に対して防疫等作業手当の特例となる額を支給するため規定を整備するものです。

3 防疫等作業手当の概要

区分	内容	支給額
通常 ※消防職員は 規定なし	(1) 感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは訪問指導又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき (2) 家畜伝染病の発生した場合又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	1日につき 290円
特例	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき (具体例) ・ 病院内において、新型コロナウイルス感染症の患者（以下「患者」といいます。）やその疑いがある者への診療や看護を行ったとき ・ 患者が療養する宿泊施設内において、患者やその疑いがある者へのPCR検査に係る検体採取	1日につき 3,000円

	<p>や対面調査を行ったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が療養する宿泊施設内において、長時間にわたる連絡調整業務を行ったとき ・ 患者やその疑いがある者を移送したとき ・ その他これらに類する作業を行ったとき 	
	<p>上記の作業のうち、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事したとき</p>	<p>1日につき 4,000円</p>

4 施行期日等

公布の日（令和2年2月16日から適用）